経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議

第九回事務局説明資料

令和２年３月６日（金）

金融庁

1. 第2の柱に関する検討

本邦保険会社の健全性に関する規制・監督の全体イメージ

- 本邦保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るための様々な規制や監督に関する制度を設けている。
- 第1の柱たるソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置の経済価値ベースへの変更に伴い、主に第2の柱及び第3の柱に属すると考えらえる各制度についても経済価値ベースに基づくものに改定して行く必要がある。

本邦保険会社に対する健全性に関する規制・監督の例		市場規律
事前的規制	事後的監督検査	
• 保険業の免許 • 業務の範囲規制 • 資産運用に関する規制 • 標準責任準備金制度 • 保険商品審査 • 価格変動準備金や異常危険準備金等の各種準備金の積立 • 保険会社向けの総合的な監督指針 等	• ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置） • 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析 • リスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（以下「ORSAレポート」） • 早期警戒制度 • 「決算」、「統合的リスク管理態勢」、「保険計理人」、及び「総合的な」ヒアリング等の各種ヒアリング • 立入検査 等 ＜今回の「第2の柱」の議論＞	• 法定開示事項 ✓ 概況及び組織に関する事項（経営組織、取締役及び監査役等） ✓ 運営に関する事項（リスク管理体制、法令遵守体制等） ✓ 財産の状況（BS、PL、キャッシュ・フロー計算書、SM比率、有価証券等の時価情報（会社計）等） ✓ 業務の状況（保有契約高及び新契約高、正味収入保険料、運用利回り、正味損害率等） • 生損各保険協会が加盟会社に対し開示基準を定めている任意開示 ✓ 経常利益等の明細（基礎利益）、年換算保険料、事業費率等 等 ＜今回の「第3の柱」の議論＞

（参考）これまでの主なご意見 － 第2の柱について（第4回事務局資料再掲）

- 内部管理の経済価値評価は、本来ヘッジないし狭義のALMを行う能力と意思によって異なるものであり、第1の柱とは一致しないこともありうる。内部管理については第2の柱で対応・レビューされるべきもの。
- 内部管理の中では、より原則的・目的適合的な手法が選択され、また場合によっては複数の指標も用いていくことになる。
- 各社が創意工夫によりリスク計量等を行うことで、より適切かつ先進的な手法を当局も把握しやすくなり、それを第一の柱に取り入れていく余地も生まれる。
- 内部管理の中では回復可能性の判断根拠となった見通しの評価検証とPDCAがあるべきであり、第2の柱の中で重要なチェックポイントになるのではないか。
- 第1の柱にUFR等の「緩い」の部分が取り入れられている場合には、第2の柱の中でしっかりモニタリングされるべき。
- 保険会社が自主的にリスク管理を高度化し、それを当局が見ていくPDCAのような形で第2の柱が回ることが望ましい。
- 定量化できないリスク（エマージングリスク等）や広義の企業価値等についても第2の柱において見ていく必要がある。

第2の柱に関する動的な監督の具体的イメージ

監督検査アプローチのイメージ

早期是正

ソルベンシー・マージン比率の適切性
（現行規制 → 経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率）

オンサイト／オフサイト・モニタリング

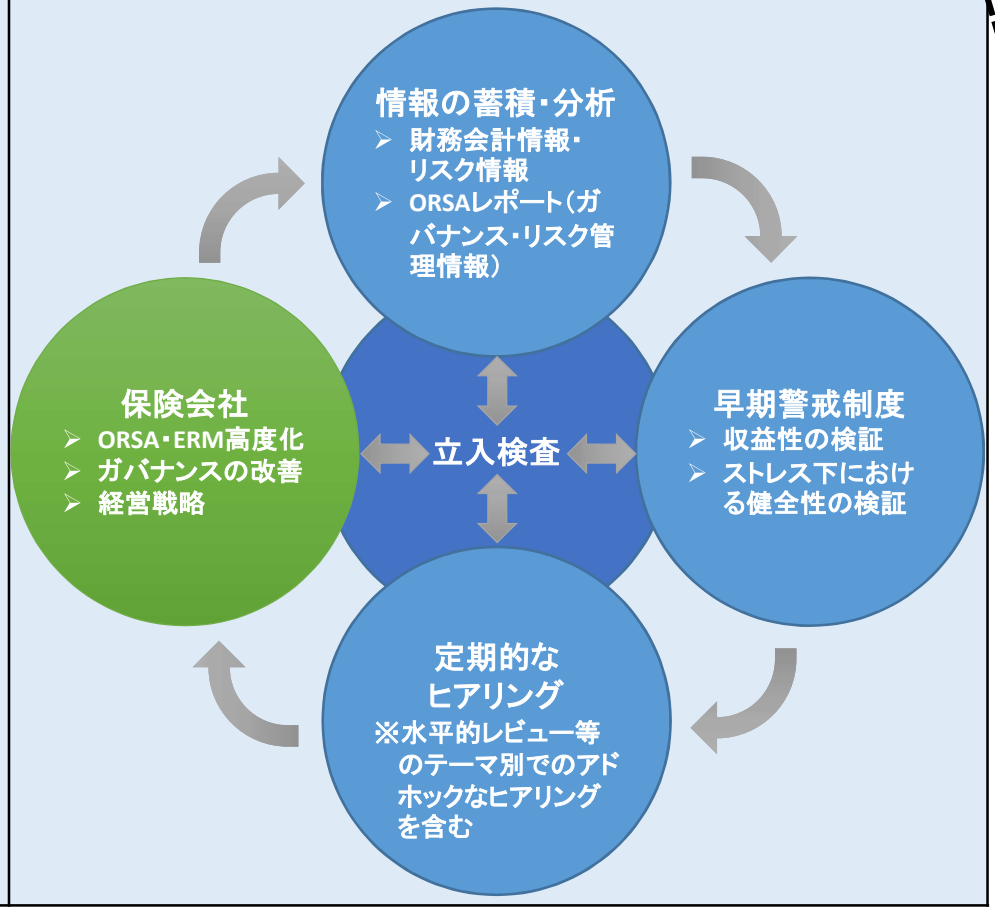

（参考）英国PRAの早期介入のフレームワーク

段階	取りうる監督行動
5段階 破綻処理	・破産管財人との協業等
4段階 切迫したリスク	・新規契約の引受停止、再建計画の実行等 ・破綻処理に必要な全ての行動の完了等
3段階 重大なリスク	・再建計画提出、資本増強、資産売却、事業移転等
2段階 中程度のリスク	・監督の強化、再建計画・出口戦略の再評価、追加の報告徴求等 ・コンティンジェンシープランの特定等
1段階 低リスク	通常の監督行動 ＜リスク分析のフレームワーク＞ 次の5要素について分析を行う。第1の柱としてのソルベンシーの状況だけでなく、ガバナンス等についても評価を行う。 ○ グロスのリスク 1. 潜在的な影響 2. リスクの環境 （外部環境及び事業上のリスク） ○ リスク緩和の要素 3. オペレーション上の緩和 （経営上のガバナンス及びリスク管理） 4. 財務的な緩和 （資本及び流動性） 5. 構造上の緩和 （破綻処理の実行可能性）

出典：「The Prudential Regulation Authority's approach to insurance supervision」より金融庁作成

第2の柱に関する今後の対応のイメージ（1/3）

- 現行規制から経済価値ベースのソルベンシー規制に移行した場合、資産及び負債の経済価値評価に基づき、リスク感応的な情報の増加が期待され、保険会社の実態をより適切かつタイムリーに把握することが可能となる。

【財務会計情報・リスク情報等の改廃】

- 現在保険会社から入手している財務会計情報・リスク情報等のオフサイト・モニタリングデータは、そのほとんどが現行規制に基づくデータであることから、経済価値ベースの規制を前提とするデータに改定して行く必要があるのではないか。

現状のオフサイト・モニタリングデータ例

- 決算状況表
- 運用資産状況
- デリバティブ取引状況
- 有価証券等感応度
- 保険新契約状況（通貨別等）

等

経済価値ベースの規制下における新たなデータ例

- 経済価値ベースの貸借対照表
- 保険負債評価の変動要因分析
- 経済価値ベースの各リスクの情報
- 保険負債、資産に係る各リスクファクターに対する感応度情報

等

第2の柱に関する今後の対応のイメージ（2/3）

【早期警戒制度】

- 新たな経済価値ベースに基づくデータをもとに、以下のような分析が可能となり、より実態を反映した早期警戒制度の運営が可能となるのではないか。
  - ✓ 現行規制では主に会計上の収益指標や資産側のリスクに着目して、収益性や安定性等について分析を行っているが、経済価値ベースではトータルバランスシートに基づいてすべてのリスクを原則対象とすることが可能となる。
  - ✓ 合わせて、原則全保険会社から感応度情報等を入手することにより、ストレス環境下における保険会社全体の影響度分析が可能となる。

【定期的なヒアリング等に基づく対話の強化】

- 上記のような早期警戒制度を通じ、これまでより各保険会社の実態を的確に把握できるようになり、定期的なヒアリング等を通じてより深度ある対話が可能となるのではないか。

第2の柱に関する今後の対応のイメージ（3/3）

【保険会社におけるORSAやリスク管理のあり方について】

- 現行規制と経済価値ベースの双方の管理を包含する形で発展して来たORSAレポートを、経済価値ベースに基づく管理を中心とするORSAレポートへ改善する余地があるのではないか。
- 保険会社における内部管理上の健全性評価については、第1の柱の標準モデルに過度に引きずられるのではなく、自社のリスク特性を踏まえた内部モデルの構築も含め、積極的な高度化を図っていくことが重要ではないか。その中では、以下のような可能性を含め、用途に応じて適当と考えられる評価手法を用いていくことが重要ではないか。
  - ✓ 割引率につき、内部管理上の目的に照らして必要な場合には、規制上の手法（UFRによる補外等）以外の手法も用いて評価を行うこと
  - ✓ 自社の保険契約・運用資産のポートフォリオの特性や粒度の高いデータに基づく、より精緻なリスク計測手法を用いること
- また、第1の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいもの（気候変動リスク、サイバーリスク）等についても、当面は第2の柱の中で適切に捕捉していくことが重要ではないか。
- 当局は、保険会社から提出されたORSAレポートや統合的リスク管理態勢ヒアリング等に基づいて保険会社と対話を実施し、上記のような各社固有のリスクプロファイルや第１の柱で捕捉されない定量及び定性的なリスクについて、認識を深めることが重要ではないか。

（参考）本邦におけるORSAレポートの記載項目例

ORSAレポート

	＜内容例＞
1. 要約（2. 以降のとりまとめ）	
2. ERMの経営戦略上の位置付け及びリスク文化の醸成	経営戦略との関連やリスクガバナンス状況について記載
3. ERMに関する組織体制	
4. リスク選好方針の設定	リスクアペタイトやリスクリミット等を記載
5. リスクプロファイルとリスクの測定	
① リスクの特定・分析	リスクレジスター、及びヒートマップ等による一覧を記載
② リスクの計量手法及び統合手法	計量が困難なリスク（例：流動性リスク、サイバーリスク等）について記載
③ 流動性リスク等の非定量化リスクへの対応	
④ エマージングリスクへの対応	環境の変化等によって重要となるリスク項目（例：気候変動リスク等）について記載
6. リスクコントロールと資本の十分性	
① 全社（グループ）の健全性	現行規制及び経済価値ベースのソルベンシー状況を評価
② リスクカテゴリーやビジネスラインの健全性	
③ ストレステストの状況	3～5年間のソルベンシー分析やリスク対比リターン分析を記載
7. 経営への活用	
8. 内部モデルガバナンス	内部モデルの妥当性検証について記載
9. 監査態勢	内部監査や監査役会等の監査状況を記載

出典：金融庁（2016年9月）「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について」ー別添「ERM評価目線の概要（2016年6月版）」等をもとに金融庁作成

第2の柱に関する今後の検討の進め方について

- 第2の柱に係る詳細な検討は、経済価値ベースに基づく保険会社の内部管理態勢及び当局の監督態勢を構築するため、可能な限り早期に開始すべきではないか。
  - ✓ 現状任意のアンケートベースで実施しているFTを、円滑な経済価値ベースに基づく制度への移行を実現するため、その法的位置づけを明確にして行く必要はないか。
- 検討の過程では、実際にデータ作成やFT等を実施する保険会社の意見も十分に踏まえて作業を進めて行くことが重要と考えられる。

2. 第3の柱に関する検討

第3の柱に関する基本的な考え方

- 第3の柱は、狭義には「（健全性に係る）情報開示」と同義に用いられることもあるが、その本質的な意義は、情報開示を通じた保険会社と外部のステークホルダー（主に投資家、消費者）との間の対話、ガバナンス・規律付けであると考えられる。
- あらゆる企業体は外部のステークホルダーに対するアカウンタビリティを負っており、規制の存在に関わらず、適切な情報開示を行いつつ外部のステークホルダーとの対話を行うことが当然に期待される。
- 他方、規制上の定めが何ら存在しない場合には、一部の保険会社において情報開示が過小となったり、保険会社間での開示内容の一貫性・比較可能性が損なわれる可能性もある。このため、健全性に係る開示項目を規制上定めることには合理性があると考えられる。
- 第3の柱全体のあり方については、例えば以下のような点を念頭に検討することが必要ではないか。
  - ✓ 法定の開示項目を通じて最低基準を定めつつも、保険会社の規模・特性も踏まえた柔軟な開示を確保すること。
  - ✓ 各ステークホルダーの特性や活用される局面に応じて適切な情報が参照でき、それによりガバナンス・規律付けが働く枠組みを整備すること。
- また、比較可能性や開示の実効性の観点から法定開示の内容には一定の限界が存在する可能性があることや、保険会社のコスト面とのバランスも踏まえる必要があるのではないか。

投資家・消費者向けの開示のあり方について

1. 投資家向けの開示のあり方

- 保険会社に関わる投資家や取引相手方の金融機関等は、必要な場合にはある程度詳細な情報に基づき保険会社の経営・財務の健全性や企業価値を評価し、保険会社との対話を行っている。
- こうした観点からは、開示情報の「分かりやすさ」もさることながら、情報の粒度や一貫性・比較可能性といった観点が重要になるか。
- 具体的な開示項目に関しては、以下のような例を参考にしつつ検討を進めることが適当か。
  - ✓ ソルベンシーIIにおいては、「ソルベンシー財務状態報告書」（SFCR）において、SCR・MCRの数値や内訳、感応度、リスクに係る定性的な情報等の開示が求められている。
  - ✓ 一部の保険会社で行っているEEVやMCEVの開示については、EV原則に基づいて各社の判断で行われており、計算手法・前提条件、変動要因や感応度等を開示している例がある。

    ※ また、自社内部モデルに基づくESRを開示している例もあるが、記述の粒度については各社間でのバラつきも見られる。

2. 消費者向けの開示のあり方

- 消費者にとっては、商品の内容、適切な募集・説明等が直接的には最も重要であり、第3の柱の目的は保険会社が「将来にわたって保険金の支払を安心して受けるための十分な財務基盤を有しているかどうか」を大まかにシグナルすることとも考えられるか。
- 消費者向けには、情報の粒度よりも「説明の仕方・見せ方」「分かりやすさ」といった観点がより重要であると考えられる。
  - ➢ その前提として、経済価値ベース規制への移行時には、ESRの意味合いや現行SMRとの差異に関する十分な理解・周知がなされることが重要と考えられる。

第3の柱に関する今後の検討の進め方について

- 第3の柱に係る詳細な検討は、第1の柱がある程度固まってきた段階、即ち2022年以降に本格的に行っていくことが現実的か。
  - ✓ なお、当局向け報告の内容についても準備期間の中で検討を行っていく場合には、その内容も第3の柱と関連してくる可能性がある。
- 検討の過程では、規制対象である保険会社に加え、開示情報のユーザーとして想定される外部のステークホルダーの意見も十分に踏まえて作業を進めて行くことが重要と考えられる。
- なお、本有識者会議のスコープに必ずしも収まるものではないが、議論の中で示唆された以下の点についても、取組みを進めて行くことが重要ではないか。
  - ✓ 狭義の健全性に係る事項以外も含めた更なる開示の充実（気候変動リスク等）についても、国際的な動向も踏まえつつ検討していくこと。
  - ✓ 金融経済教育に係る取組みや適正な募集・説明を通じ、消費者がそれぞれのニーズに合致した（保険以外も含めた）商品を選択できる環境を整備していくこと。

3. 円滑な移行を促すための取組みについて

円滑な移行を促すための取組みについて

【新たな制度への円滑な移行を促すための保険会社との対話】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制に対する準備の状況は、保険会社によって様々であり、FTやORSAレポート等を通じ、各保険会社の準備状況を把握し、仮に遅れている保険会社があった場合は、円滑な移行を実現するため態勢整備に向けた対話が必要ではないか。
- また、当局においても、保険会社との対話を行いつつ、経済価値ベースの実効的な監督を行うための態勢・リソースの整備を進めていくことが重要ではないか。
  - ✓ 準備期間における基準の検討に加えて、第1の柱における内部モデルの審査業務、第2の柱における各種の分析や保険会社との対話等に関し、質・量の両面において要求レベルが上昇する可能性が高い。
- 更に、各社の経営管理における現行指標の位置付けも踏まえつつ、新たな制度を見据えた資産運用・商品戦略等の方向性について対話を行うことも重要か。これは、新たな制度が保険会社の経営行動に与えるインパクトを評価する上でも有効と考えられる。

【制度の検討過程におけるステークホルダーとの対話】

- 毎回のFTの内容・結果や、それらを踏まえた制度検討の方向性等につき、ある程度詳細な情報を公表することで、ステークホルダーへの周知や理解の促進が期待できるのではないか（以下、例示）。
  - ✓ FTの開始時に、仕様の概要や制度設計上の論点を第三者にも理解可能なレベルで公表する
  - ✓ FT結果公表時に、定量的な分析に加えて、制度設計上の論点（内部モデルや妥当性検証も含む）に関する検討状況及び今後の方向性も合わせて公表する
  - ✓ 上記の情報を踏まえ、保険会社及びその他のステークホルダーと意見交換を行う
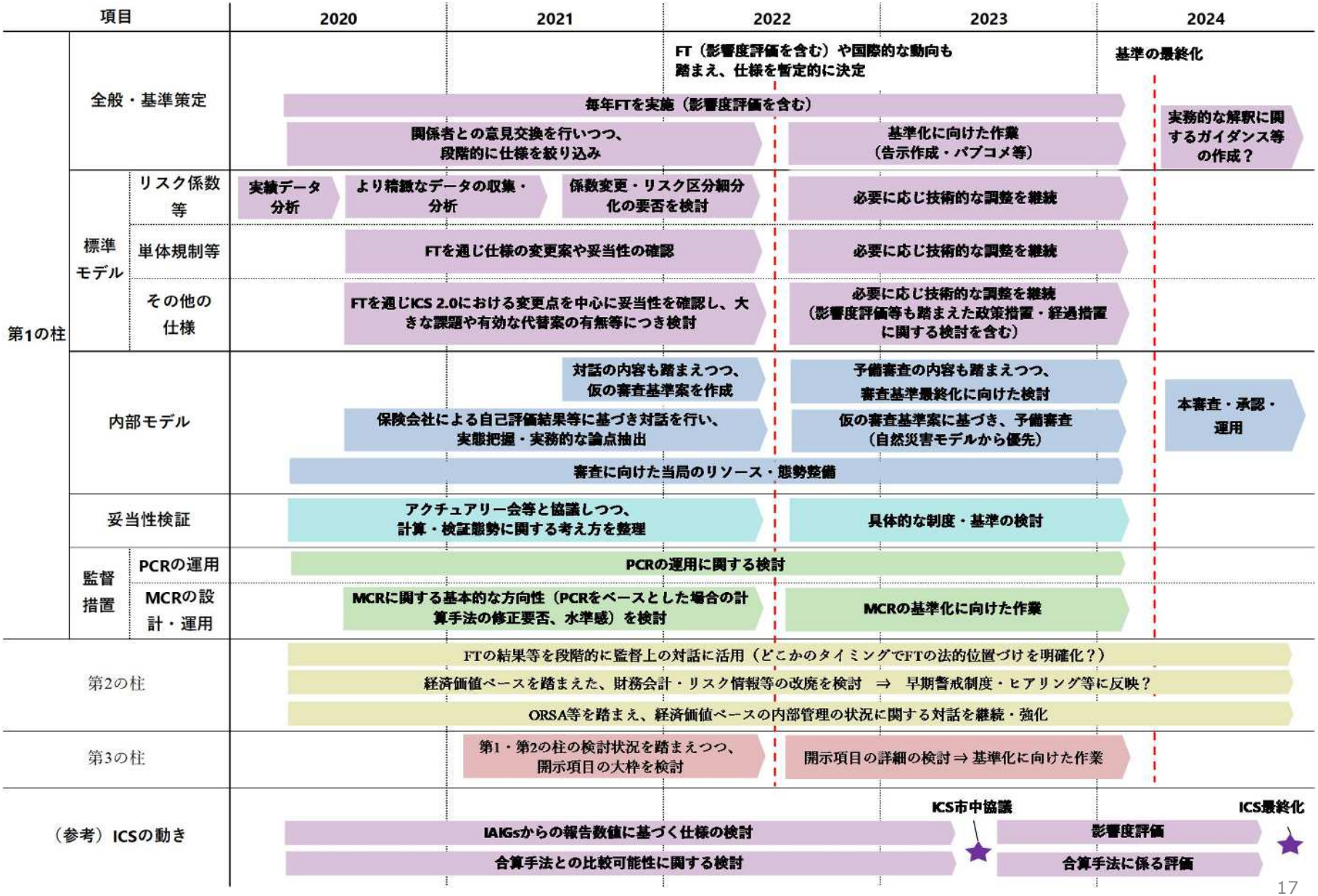
今後の検討に関するタイムラインのイメージ